

特定非営利活動法人日本ノルディックウォーキング学校 定款

第1章 総則

第1条（名称）

この法人は、特定非営利活動法人日本ノルディックウォーキング学校といい、略称を JNWS（JAPAN NORDIC WALKING SCHOOL）という。

第2条（事務所）

この法人は、事務所を北海道伊達市に置く。

第3条（目的）

この法人は、1999年北海道大滝村（現伊達市）において日本で最初に取り組みを始めたノルディックウォーキングの普及活動を継承し、ノルディックフィットネススポーツに関する普及・啓発及び各種事業を行い、市民の健康増進と生活文化の向上に寄与することを目的とする。

第4条（特定非営利活動の種類）

この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という）第2条第1項の別表に掲げる次の活動を行う。

- （1）保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- （2）社会教育の推進を図る活動
- （3）まちづくりの推進を図る活動
- （4）学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- （5）環境の保全を図る活動
- （6）国際協力の活動
- （7）子どもの健全育成を図る活動

第5条（事業の種類）

この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）特定非営利活動に係る事業
 - ①ノルディックフィットネススポーツの学校運営事業
 - ②ノルディックフィットネススポーツの調査・研究及び普及啓発事業
 - ③ノルディックフィットネススポーツの環境整備事業
 - ④ノルディックフィットネススポーツを通じた国際理解と交流事業
 - ⑤ノルディックフィットネススポーツにおける食育の研究啓発事業
 - ⑥ノルディックフィットネススポーツを通じた青少年の健全育成事業
 - ⑦その他、第3条の目的達成に必要な事業
- （2）その他の事業
 - ①物品の斡旋及び販売
 - ②役務の提供

2. その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障のない限り行うことができるものと

し、利益が生じたときは、これを特定非営利活動に係る事業のために使用する。

第2章 会員

第6条（会員の種類）

この法人の会員は次の4種類とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動及び事業を推進する個人、法人及び任意の団体。
- (2) 活動会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動に参加する個人。
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業に協力する個人、法人及び任意の団体。
- (4) 特別会員 この法人の目的に賛同し、特にノルディックフィットネススポーツの実践・普及などに著しい功績のあった者の中から又は、学識経験者で総会において推薦された個人、法人及び任意の団体。

第7条（加入）

この法人に、会員として加入しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとする。

2. 加入の承認は、理事会が行う。

第8条（会費）

会員は、会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りでない。

2. 会費の種類、金額、納入方法等は、総会の議決を経て別に定める。

第9条（会員の資格喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 脱退したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

第10条（脱退）

この法人を、脱退しようとする者は、脱退届を理事会に提出することにより、任意に脱退することができる。

第11条（除名）

会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第12条（会費等の不返還）

会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員等

第13条（役員）

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
2. 理事のうち、1名を理事長とする。
 3. 理事のうち、副理事長2名以内、専務理事及び常務理事各1名を置くことができる。

第14条（役員を選任）

役員は、総会において選出する。選出の方法は、総会の議決を経て別に定める。

2. 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選により決定する。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第15条（役員の職務）

理事長は、この法人を代表し、その活動を取りまとめる。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、日常の業務を執行し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ定めた席次の順に従いその職務を代行する。
3. 専務理事及び常務理事は、この法人の業務について理事長又は副理事長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代行する。
4. 理事は、業務を執行する。
5. 監事は、法第18条に定める職務を行う。

第16条（役員任期）

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、役員任期は、任期の末日後最初に開催された社員総会の終結のときまでとする。
3. 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条（役員解任）

役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第18条（役員の報酬）

役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には、役員総数の3分の1以下の範囲内で、総会の議決により報酬を支給することができる。

2. 役員には費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第19条（事務局）

この法人に事務局を設けることができる。

2. 事務局に職員を置く場合、理事長がこれを任免する。
3. 事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 会議

第20条（種別）

この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第21条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

2. 理事会は、理事をもって構成する。

第22条（権能）

総会は、この定款で別に定めるもののほか、事業活動計画、事業活動報告及び決算書類、その他この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2. 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 理事会として総会に付議する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第23条（開催）

通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。
 - (3) 法第18条第4号に定めるところにより監事が招集するとき。
3. 理事会は、次のいずれかの場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めるとき。
 - (2) 理事の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。
 - (3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

第24条（招集）

会議は、前条第2項第3号に定める場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号に定める場合には、請求の日から30日以内に会議を招集しなければならない。前条第3項第2号及び第3号に定める場合には、請求の日から14日以内に会議を招集しなければならない。

3. 会議を招集する場合は、構成員（総会においては正会員、理事会においては理事）に対し、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

第25条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。理事会の議長は、理事の中から選出する。

第26条（定足数）

会議は、構成員の総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第27条（議決）

会議の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第28条（表決等）

やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電子メールをもって表決し、又は他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合において、書面又は電子メールによる表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

第29条（議事録）

会議を開会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の総数
- (3) 会議に出席した構成員の数及び、理事会にあってはその氏名（書面又は電子メールによる表決者及び表決の委任者を含む。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及び出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人1名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第5章 資産および会計

第30条（資産の構成）

この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

第31条（資産の管理）

この法人の資産は、理事会の議決に基づいて、理事長がこれを管理する。

第32条（経費の支弁）

この法人の経費は、資産をもって支弁する。

第33条（会計及び決算）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

2. 決算書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第34条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第35条（その他の事業の会計）

その他の事業の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計と区分処理を行う。

第6章 定款の変更、解散及び合併

第36条（定款の変更）

この定款は、総会において出席正会員の3分の2以上の同意を得、変更することができる。この場合、法第25条第3項に規定する以下の事項については、所轄庁の認証を受けて効力を得る。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

第37条（解散）

この法人は、法第31条第1項に掲げる事由により解散する。

2. 総会の決議によって解散するときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の承諾を得なければならない。

第38条（残余財産の帰属）

この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

第39条（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第7章 雑則

第40条（公告）

この会の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第41条（雑則）

この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

【附則】

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立総会において定める別紙役員名簿の通りとし、その任期は、第1回通常総会までとする。
3. この法人の設立当初の事業年度の事業・活動計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
4. この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から平成24年3月31日までとする。

【附則（施行期日）】

1. この定款は、平成25年4月25日から施行する。